

大洗町地域公共交通計画改定等パブリックコメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洗町地域公共交通計画の改定及び大洗町循環バスの運賃改定（以下「地域公共交通計画等の改定」という。）に関し、広く一般に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、地域公共交通計画等の改定にあたり、大洗町地域公共交通計画の一部改定案及び大洗町循環バスの運賃改定案（以下、「改定案」という。）を広く公表して町民等から意見の提出を受け、その意見に対する大洗町地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）の考え方を公表することをいう。

(意見募集の対象)

第3条 意見募集の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 大洗町地域公共交通計画の一部改定案
- (2) 大洗町循環バスの運賃改定案

(意見を提出できる者)

第4条 意見を提出できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 町内の学校に在学する者
- (4) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (5) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(周知)

第5条 大洗町地域公共交通会議の会長（以下、「会長」という。）は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、町のホームページ等に掲載する方法により、町民等への周知に努めるものとする。

(改定案の公表)

第6条 第3条に規定する改定案の公表は、町のホームページへ掲載するとともに、まちづくり推進課、大洗町役場1階ロビー、トヨペットスマイルホール大洗（大洗町中央公民館）行政情報コーナー、大洗町健康福祉センター（ゆっくら健康館）1階窓口での閲覧により行う。

(意見の提出)

第7条 意見の提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

- 2 意見を提出しようとする者は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 意見の提出期限は、改定案を公表した日から起算して30日とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。
- 4 収集した個人情報については、大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年9月2日条例第15号）に準じ適切に取り扱うものとする。

（意見の取り扱い）

第8条 会長は、前条の規定により提出された意見について、その内容を十分検討し、必要に応じ公表した改定案を修正するものとする。

- 2 会長は、期間内に提出された意見の概要、これに対する交通会議の考え方及び公表した改定案が修正されたときは、当該修正案を公表するものとする。ただし、当該意見が大洗町情報公開条例（平成27年9月3日条例第24号）に規定する非公開情報が含まれている場合は、当該意見の全部又は一部を公表しないものとする。
- 3 前項の規定による公表については、第5条の規定を準用する。

（事務）

第9条 パブリックコメント手続の事務は、大洗町地域公共交通会議事務局（まちづくり推進課）において処理する。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、地域公共交通計画及び大洗町循環バスの運賃を改定した日に、その効力を失う。